

## 働く人のための労働法（24）

### 「労働相談の窓口」について理解しましょう

今回は「労働相談の窓口」について、わかりやすく説明していきます。

**Q1** 「労働相談」すなわち、解雇、労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、いじめ・嫌がらせ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、賃金不払い等に関する相談窓口は何処ですか？

**A** 「労働相談」は、先ずは無料の「労働局または労働基準監督署に設けられている総合労働相談所」または社会保険労務士会の「総合労働相談所」に相談して下さい。その他の相談窓口を含めて下記に紹介します。

相談内容	相談窓口
・解雇、賃金不払い等の労働条件に関する相談 ・労災保険に関する相談 ・労災年金受給者の年金・介護に関する相談 ・賃金・退職金などについての相談 ・職場の安全衛生・健康管理に関する相談 ・労働時間に関する相談	各都道府県労働局「総合労働相談所」
	最寄りの労働基準監督署
	各都道府県社会保険労務士会「総合労働相談所」
・求人・求職の相談 ・求職者のための失業等給付の相談 ・雇用保険に関する相談 ・育児休業給付・介護休業給付についての相談 ・雇用促進のための各種助成金等についての相談 ・高齢者継続給付についての相談 ・高齢者・障害者・外国人等の雇用管理に関する	最寄りの公共職業安定所 (ハローワーク)

相談 ・派遣労働者の労働条件に関する相談	
・外国人労働者の労働条件に関する相談	各都道府県労働局労働基準部監督課
・職場における男女の均等な取扱いに関する相談 ・職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談 ・育児・介護休業等に関する相談 ・労働契約法（無期転換ルール）、有期労働契約特措法に関する相談 ・学生アルバイトに関する相談	各都道府県労働局雇用・均等室
・高齢者の雇用管理・助成金について	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
・労災年金に関する相談 ・過労死に関する相談	（財）労災サポートセンター
・ビジネス・キャリア制度に関する相談	職業能力開発協会
・厚生年金保険の加入に関する相談	最寄りの年金事務所
・健康保険に関する相談	各都道府県健康保険協会
・不当労働行為を受けた場合の争い解決のための調整（あっせん、調停、仲裁）	各都道府県労働委員会

次回からは、「社会保険」について連載で取り上げます。

（東京都 世田谷会員）



